



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019 年第 13 号

今回のテーマ：企業所得税確定申告の後続管理について

7 月より、企業所得税確定申告から解放されたばかりの財務担当者は、「後続管理」の対応が始まった。「放管服」（簡政放権（行政簡素化と権限委譲）、放管結合（権限委譲と管理の両立）、優化服務（サービスの向上）の略称。）の改革のもと、税務当局はビッグデータの収集と比較を通じて、企業への管理監督を日々強化しており、後続管理に係る対応は益々重要になっている。

税務当局は金税システムによるビッグデータの収集により、「企業所得税年度納税申告表」の情報と企業の日常申告情報を比較することで、存在するリスクを的確に指摘することができる。一方で、企業は「事前審査」制度でなく、後続管理であることに対して「無力感」を訴えている。

ここで、いくつかの後続管理に係るヒント、一般的なリスク及び対応方法を共有する。我々は、企業の税務リスクを最小化できることを望む。また、2018 年度確定申告の後続管理に係る対応だけでなく、下半期から 2019 年度における税務リスクに対し、早期にチェックし、対策を講じることを願う。

リスク 1 費用・原価証憑の不備（不適合）による企業所得税リスク

ケーススタディ

01

ある企業グループの本社は、その傘下の子会社に対し、日常の経営管理・投資に関するコンサルティングサービスを提供し、その人件費を子会社に請求している。ただし、食事代・旅費交通費などは、発票（個人名義宛の発票を含む）をもって子会社で精算する方法を取っている。管轄の税務局は、増値税発票の発行データから当該グループの子会社である A 社宛の食事代に係る発票の発行データを集計し、A 社の接待交際費などの勘定科目の金額との比較を行った所、非正常な事項を検出した。即ち、接待交際費の金額が A 社宛の食事代に係る発票の発行データの集計額を上回ることが発覚したのである。更に真実性・合理性を確認した所、これらの費用は A 社の生産経営に係る費用ではないと判断し、税引前控除を認めず、課税調整を行い、税金を追加徴収した。

02

B 社は税理士事務所に対し、2018 年度の企業所得税確定申告業務を依頼した。税理士事務所のチェックにおいて、発票を取得していない経費が発見された。税理士事務所の提案により、B 社は企業所得税確定申告期限内に、積極的に発票を追加で入手する一方、間に合わなかった部分に対しては課税調整を行い、発票を取得する将来年度において再度税引前控除を行う方法を採用した。

03

医療関連 C 社は、個人事業主である教授に対し、研修サービスを依頼した。C 社は教授から「役務報酬の発票」を入手できず、その他の「発票」を教授の報酬に充てて報酬を支払い、記帳した。その他の発票を経費に充てることについて、契約書の業務内容と実際が明らかに一致しないため、税引前控除が認められず、C 社は高いリスクを有する。

アドバイス

企業の証憑に対する管理要求は日々厳しくなっている。既にビッグデータを活用し、キーワードを選定する方法により、電子データから企業の経費を解析する機能を実現した。特に、発票管理に係るリスクが高い医薬・小売等の業界は、税務当局の検査の重点領域である。発票を速やかに入手できない場合と取得できない場合を区別しながら、効率的に証憑を管理する事を提案する。なお、個人が提供した役務に関しては、その他の発票を経費に充てるのではなく、税務局にて発票の代理発行を検討できる。

リスク 2 監査による過年度損益の修正

ケーススタディ

01

D社は監査法人を変更し、新しい会計監査人は期首残高（過年度損益）を修正した。D社は、監査による過年度損益の修正額を当期の所得に加算・減算して、確定申告を行った。その後、後続管理において、非正常な項目が検出され、説明を要求された。最終的には、前年度の企業所得税の修正申告を要求された上、延滞金も徴収された。

02

E社の会計監査人は前期収入を当期収入に修正（前期収入を減少し、当期収入を増加）した。そのため、前年度の利益が減少し、過大納付した税金の還付申請を行うはずであった。しかし、E社の財務システムの不備（構築初期段階によるもの）により、財務処理・証憑管理などが適切にできておらず、税務当局への修正の原因の説明及び関連する証憑を提供できず困っている。

アドバイス

監査による過年度修正は、企業所得税の修正申告を必要とする。しかし、修正申告や過大納付（還付申請）・過少納付（追加納付）の手続きは煩雑である。よって、企業所得税の確定申告の際、過年度修正額を「その他」として一括申告を選択する会社もある。「リスクを軽減（回避）」しようと、税務担当者と口頭で合意を求める会社もあるが、後続管理において、口頭合意は税務機関の意見と看做されないため、その効果は限定的である。実務上、遡及事項の申告に関し、各地の税務局の解釈はそれぞれ異なるケースもある。適時に外部専門家を活用し、税務局とのコミュニケーション・プロセスの円滑化と合意結果の有効性を担保するのも、方法の一つである。

リスク 3 未払クロスボーダーサービス料に係る納税調整の問題

ケーススタディ

F社は商標権・特許権等の使用料 800 万円を計上したが、ビジネス上の理由で、対外送金及び、源泉徴収を行っていない。F社は、海外企業と契約書を締結した上で、海外企業の領収書（請求書）を取得したため、税引前控除可と認識した。しかし、後続管理において、税務当局は特許権使用料を実際に送金していないため、税引前控除不可と判定し、F社に修正申告を求め、企業所得税 200 万円および延滞金を追徴した。

アドバイス

関連政策によれば、海外企業の領収書（請求書）だけで、関連費用の税引前控除が十分にできず、その源泉税納付証明書を準備する必要がある。F社は企業所得税確定申告を行う前に、海外から享受した当期の役務に関連する源泉税の納付状況を全面的にチェックすべきである。一方で、F社は非貿易項目の対外送金自体の潜在的な税務リスクについても注意すべきである。非貿易項目の対外送金において、企業は費用の真実性、合理性、収益性を証明する書類の準備と同時に、移転価格リスクを考慮しなければならない。

また、商標権使用料の支払いにおいて、F社は新たな税関監督管理方法である「特許権使用料の事後追徴課税」

（商品コード9500の申告要求）に注意しなければならない。こうした貨物に関連する特許権使用料の非貿易項目の対外送金については、税関の要求に応じて、支払後 30 日以内に税関申告を行わなければ、一日あたり 0.05%の延滞金を徴収する罰則がある。

最後に、企業において、非貿易項目の対外送金(役務費用 vs.特許権使用料)に関し、課税方法・適用税率の判定が複雑になる。現行の備案制での非貿易項目の対外送金について、企業は税務上のリスクを適切に評価・回避しながら、その税務上の利益を確保しなければならない。

F社と同様の問題を抱える企業は、できる限り早期にこの問題に着目し、2019 年度の企業所得税確定申告のために準備すべきである。必要に応じて外部専門家に非貿易項目の対外送金に関するサポートを求める事ができる。

リスク 4 過小資本による過大支払利息の税引前控除不可に係る問題

ケーススタディ

G社は「関連者間業務往来報告表（関連者間取引報告書）」において、関連者からの借入金 1 億円、払込資本金 3,000 万円、関連当事者からの借入利息 5%と開示した。関連規定によれば、非金融会社であるG社は、関連当

事者の債権投資とその持分投資の比率 2 : 1 を超過する部分の利息について、税引前控除ができない。G 社の関連当事者に係るデット・エクイティ・レシオは既に 10 : 3(2:1 を超過)であり、超過する部分の利息は 200 万円である。しかし、G 社の財務担当者は、当該規定を把握していなかったため、課税修正を行っておらず、特殊事項ファイルを準備していなかった。

税務当局は後続管理において、その非正常な項目を発見し、G 社に説明を求めると共に修正申告を要求した。G 社は、課税所得 200 万円を調整する修正申告を行い、企業所得税 50 万円を追加納付した上、一日あたり 0.05% の延滞金を納付した。

アドバイス

過小資本による過大支払利息すべてが税引前控除できないとは言えない。関連規定によれば、企業所得税法及びその実施条例の規定に従って関連資料を提出し、独立取引原則に従った取引であることを証明すれば、国内関連当事者へ実際に支払った利息は税引前控除ができる。G 社は、事前にこの問題点を理解し、外部専門家に「過小資本に関する特殊事項ファイル」の作成を依頼する手段もあったはずである。独立取引原則に従った取引であることを証明すれば、その利息は税引前控除ができる。

リスク 5 資産損失備査（保存）書類の欠如

ケーススタディ

2017 年の企業所得税確定申告の際、D 社は棚卸資産損失 3,000 万円を申告した。2017 年より、企業所得税に係る資産損失資料の備査制は取り消された。よって、D 社は資産損失を企業所得税の課税所得より控除したが、関連書類を保管していなかった。後続管理において、税務当局は多額の営業外支出を検出し、詳細資料を提出するよう要求した。しかし、D 社はその詳細資料を提出できず、且つ、多額のため、税務当局は仲介機構の専門報告書（資産損失に係る特殊事項監査報告書）を提出するよう要求した。関連資料の保管不備により、D 社は棚卸資産損失の税引前控除ができず、修正申告して、企業所得税と延滞金を追加納付した。

アドバイス

「備査制」から「備査制（保管制）」へ移行したとはいえ、税務当局の監督管理要求が完全に緩和された訳ではない。企業は依然として国家税務総局公告 2011 年第 25 号の要求通り関連資料を保存し、税務調査時に提出しなければならない。資産損失の税引前控除は常に後続管理における重要なリスクの一つである。保管資料の完備性に自信がない場合、外部専門家に意見を仰ぎ、税務リスクを低減させることを推奨する。

ケーススタディとアドバイスは以上である。税務リスクをより良くコントロールするため、我々は企業に 3 つの「早期」対応を推奨する。

「早期発見」

税務リスクの監督管理が厳しい傾向にある中、企業は早期に税務リスクを把握することが求められる。外部専門家による税務ヘルスチェック、特に IT 技術を活用した包括的な税務リスクのチェックは、有効な税務リスク管理といえる。

「早期準備」

上記のケーススタディで言及した資料、例えば非貿易項目の対外送金、憑証管理制度の作成・完備、資産損失に関する保存資料などに関して、早期に収集・準備・計画を立て、2019 年下半年から事前に用意する事で、来期の企業所得税確定申告のための十分な時間と調整余地を確保できる。

「早期申請」

税負担の軽減の観点から、政府から次々と税収優遇政策が打ち出された。税収優遇対象企業は早期申請を行うことを提案する。例えばハイテク企業、科学技術型中小企業、ソフトウェア企業などの認定申請、研究開発費の追加控除資料の事前準備など、今年の下半期から事前に用意することで、適時に減税の優遇を確保できる。

以上

© 2019 会計事務所（特殊普通パートナーシップ）。版權所有。



Grant Thornton
致同

www.grantthornton.cn

「Grant Thornton致同」とは、Grant Thorntonメンバー事務所が監査、税務及びコンサルティングサービスを提供する際に使用するブランドであり、文脈によりひとつまたは複数のメンバーファームを指します。致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）はGrant Thornton International Ltd (GTIL, 致同国際) のメンバーファームです。GTIL(致同国際)及び各メンバーファームはグローバルパートナーシップ関係ではありません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。サービスは各メンバーファームより提供します。GTIL（致同国際）はクライアントにサービス提供を行いません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームは代理関係になく、お互いに義務も存在せず、互いの行動または不作為に対しても責任を負いません。当該速報に含まれる情報は参考の用のみに使用されます。当該速報の情報に基づき採用したあるいは採用しない行動による直接、間接または偶発的な損失に対して、致同(Grant Thornton)は一切の責任を負いません。